「東京第五検察審査会事件」の全容

東京第五検察審査会は何故、追及されたのか

小沢一郎氏の政治資金規正法違反（陸山会事件）が審査された東京第五検察審査会（以下、第五検審）で、一回目の審査と二回目の審査でともに「起訴相当」議決（二回目は「起訴議決」といいます）となり、小沢氏は「強制起訴」されました。以前には検察審査会に「強制起訴」制度はありませんでしたが、平成 21 年 5 月に検察審査会改正法が施行されたことにより「強制起訴」となったものです。「起訴議決」が発表された 22 年 10 月 4 日、審査員の平均年齢を事務局が 30.90 歳と公表し、その若過ぎる平均年齢に疑問の声が上がります。その後、事務局は 37 歳の審査員を 1 人足し忘れていたとして平均年齢を 33.91 歳に訂正します。しかし、それでは計算が合わないと指摘され、再度、34.55 歳に訂正することになりました。ところが、この平均年齢は審査員が完全に入れ替わっているにも関わらず、一回目の審査員の平均年齢と全く同じであったことから、第五検審に強い不信感を抱いた市民らが第五検審の疑惑の解明に向けて動き出すことになります。

第五検審の背後にあったもの

たかが審査員の平均年齢で何故、市民が動き出したのかというと、それまでに小沢氏の周りで一連の事件が起こっていたからです。その一連の事件が政権交代を成し遂げようとしていた小沢氏の政治的失脚を狙った動きであると感じた市民はこの第五検審の平均年齢の怪に同じ匂いを感じ取ったのです。

最初の事件は平成 21 年 3 月 3 日の小沢氏の第一秘書である大久保氏の逮捕です。小沢氏に献金していた 2 つの政治団体は西松建設のダミー団体であり、献金は西松建設からの偽装献金であるとして政治資金規正法違反で逮捕されます。いわゆる「西松建設事件」です。当時、小沢氏は民主党代表であり、夏の総選挙では民主党が政権を取るのではないかと取り沙汰されていた時期です。この２つの政治団体は他の自民党議員にも献金をしていましたが、漆間官房長官が記者団との懇談の席で「自民側は立件出来ない」とオフレコで語ったのがスクープとして報道されていたのです。

その後、「西松建設事件」は捜査の進展をみることなく、12 月に裁判が始まり、翌年 1 月 13 日、第 2 回公判で検察にとっては衝撃的な事件が起こります。証言に立った西松建設の元総務部長が「（献金していた）当時は、政治団体がダミーとは全く思っていなかった。事務所も会社とは別に借りて資金も別だった。」と証言したのです。この証人は検察側の証人だったので検察は公判を維持することが出来なくなり、訴因変更を余儀なくされ、「西松建設事件」は事実上、消滅することになります。政治的、社会的に大きな影響を及ぼすこの事件が実体のないものだったので当然、検察は非難の嵐にさらされるはずでした。しかし、それを市民団体の告発が救ったのです。

「西松建設事件」の進展がみられなくなった 21 年 11 月 4 日、市民団体「世論を正す会」が突然、小沢氏の資金管理団体である陸山会の 5 年前の収支報告書のわずか 3 カ月の期ズレを指摘します。平成 16 年に東京都世田谷の土地を購入した際、政治資金収支報告書に虚偽記載したとして小沢氏の秘書 3 人を告発したのです。いわゆる「陸山会事件」です。「西松建設事件」で元総務部長が証言した 2 日後の 1 月 15 日、東京地検は元秘書の石川議員を逮捕し、非難は検察に向かわず、世論は一気に小沢氏の「政治と金」の問題を追及しはじめることになります。

国会が始まると議員には不逮捕特権があり、検察は簡単に逮捕できなくなりますが、この逮捕は通常国会（18 日招集）が始まる直前の逮捕でした。この逮捕について、郵便不正事件でフロッピーディスクを改ざんして逮捕された大阪地検の前田元検事が東京地検に「陸山会事件」の捜査応援に行ったとき、一緒に捜査した田代元検事（第五検審に虚偽の捜査報告書を提出したとして処分され辞職）から裁判所へのこの逮捕請求に石川議員に自殺の恐れがあるとする虚偽の請求書を提出したことを聞いたと暴露しています。この後、この「陸山会事件」に小沢氏も関わっていたとして 1 月 21 日、別の市民団体「真実を求める会」が小沢氏本人を告発します。この告発が、のちの第五検審での審査に繋がっていくことになります。

続く、1 月 27 日、今度は TBS の「朝ズバ」が水谷建設から石川議員へ裏金 5,000 万円の受渡を目撃したとして男性の核心証言を大々的に報道します（「水谷建設事件」）。しかし、この証言は石川議員を長身といい、人目につく全日空ホテルの喫茶店で紙袋に入った 5000 万円の受渡しを目撃といういかがわしい証言であり、その直後に日刊ゲンダイが証言者にインタビューしたところ、16 年 10 月 15 日に見たのかの質問に「だいたい 5,6 年前のことを覚えている人はいないでしょう。１週間前の夕食さえ覚えていないのに」と答え、石川議員を本当にホテルで見たのかとの質問には「（別の）グランドパレスホテルで見たことがある」と答え、全くのでたらめであったことが明らかになっています。

第五検審の疑惑

審査員の平均年齢が二転三転した以降、「一市民が斬る」のブログを主催していた市民ブロガーの志岐武彦氏や森ゆうこ前参議院議員による追及が始まり、第五検審の実態が少しずつ明らかになってきますが、第五検審の疑惑は逆にますます深まっていくことになります。その疑惑には次のようなものがありました。

① 選挙人名簿からくじで選出したにしては審査員の平均年齢が若すぎる。また、1 回目と 2 回目の審査員の平均年齢が全く同じであり、２回ともくじで選んでいるとすればありえない確率である。本当に審査員は選出され審査会は開かれたのか？

② 平成 22 年 9 月 14 日に「起訴議決」があったが議決書も作成しておらず署名（署名は 10 月 4 日）も出来ない駆け込み議決であった。当日は小沢氏と菅氏の代表選挙の投票日であり、審査会は政治的な意図で動かされていたのではないか？

この疑惑は⑤の疑惑とも関連し、元々は 9 月 28 日以降の議決を目指していたが、各地の立会演説で小沢コールが起きたことにより、もし代表選で小沢氏が勝てば審査員は「起訴議決」を躊躇するだろうと考え、その結果が分かる前に慌てて議決したのではないかという疑惑です。

③ 「審査員選定くじソフト」が選挙人名簿以外からも手入力で入力できるようになっており、恣意的に審査員を選定してもその証拠が残らないようになっている。はたして審査員は正当に選出されたのか？

④ 東京弁護士会の山下幸夫弁護士は「私は弁護士会で指定弁護士や審査補助員になる人を研修する立場にいた。弁護士会も依頼が来たときは、名簿の一番上に山下先生を置いていますと言っていた。しかし、小沢事件でまさに東京弁護士会にその依頼が来たとき、何故か米澤さんという別の弁護士が審査補助員になっていて、その人のもとで一回目の「起訴相当」が出たことを知って、非常にびっくりした。弁護士会の中で調べたり聞いたりしても理由がわからない。会長に聞いてもなぜそうなったかはわからないということだった。」と証言しています。東京弁護士会の補助弁護士の選任については田代元検事の虚偽有印公文書作成・同行使事件の審査でも問題のある審査補助員が選任されたことから、審査申立人の「健全な法治国家のために声をあげる会」が公開質問状を東京弁護士会に送り、選任は常議員会や推薦委員会にかけることも招集することもなく、会長、副会長で決めたことが明らかになっています。

⑤ 検察審査会法では「起訴議決をする場合はあらかじめ検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない」という規定がありますが、開示請求された東京地検の出張管理簿には斎藤検事が「起訴議決」をした 9 月 14 日以前に審査会に出向いた記録がなく、検察官が説明に行っておらず、正当な手続きを踏んでいない起訴議決ではなかったのかと疑われています。これは 9 月 28 日、東京地検で斎藤検事に会った人が、そのとき、これから第五検審に説明に行くと聞いたという話があり、事後説明ではなかったのかというものです。

第五検審の実態調査のための活動

第五検審の疑惑は出てくるものの、検察審査会が非公開とされているため、開示請求した資料も黒塗りされたものばかりで、その解明は思うように進みませんでした。そこで、実態調査をするための活動が行われることになります。

① 志岐氏らは平成 23 年 4 月、「検察審査会の情報開示を求める請願署名」に約 7 千人の署名を集め、その中の 2,643 名の署名を持って森前議員ら 22 名の紹介議員を通じて「小沢一郎議員強制起訴議決を行った東京第五検察審査会が秘匿する情報の公開を求めることに関する請願」を参議院議長に提出します。しかし、この請願は法務委員会に付託されたものの結局、審議未了で終わってしまいます。

② 翌 24 年 4 月には検察審査会の実態調査を目的とした法務委員会秘密会の開催を目指して森前議員らが衆参両議院に働きかけますが賛同は広がらず、秘密会の開催までには至りませんでした。

③ また、森前議員は同年 7 月、参議院決算委員会で検察審査会に対する検査を国会法に基づき会計検査院に要請します。会計検査院はこれを受けて調査し、検察審査員の旅費、日当が本人の指定口座に振込まれていることは確認しましたが、肝心の小沢審査会の審査員に対する「審査員等が実在の人物であるかの確認」調査をしないまま、25 年 9 月 25 日に小沢審査会には何も問題がなかったとの結果を公表して調査を終わっています。

④ そして、25 年 7 月 8 日、第五検審関係者を被告発人とし「審査員の不正選定」と「『なりすまし審査員』の配置」について刑事告発をします。これは 12 月 27 日に「不起訴」という 1 行だけの東京地検の処分通知書で終わってしまいましたが、この告発は元々、検察の不起訴を見込んでの告発であり、今回の審査申立てをするための告発だったのです。

告発（「審査員の不正選定」）について

第五検審の告発は「審査員の不正選定」と「『なりすまし審査員』の配置」の二つについて告発していましたから、「審査申立書」に書かれていない「審査員の不正選定」の内容についても若干、説明をしておきます。

平均年齢は一人足し忘れたので低くなったとされていましたが、実は平均年齢とされた 30.90 という数字は審査員の定数、11 で割ったものではありません。11 で割り切れない場合、小数点以下は 10 パターンの循環小数となり、少数点以下第 2 位までとれば 09、18、27、36、45、55、64、73、82、91 のいずれかになり、90 にはならないのです。もし、11 で割っていたなら 30.909090 歳となり、一回目の訂正で 33.91 歳と発表したように 平均年齢は 30.91 歳と発表されていなければならなかったのです。従って、これは一人足し忘れた 10 人の合計年齢をそのまま 10 で割ったものであり、審査員はやはり異様に若かったということになります。

審査員は検察審査会管轄の選挙人名簿から選ばれ、第五検審が管轄する選挙管理委員会は東京都特別区と島しょです。そこで平成 22 年度の国勢調査のデータに特別区の年齢別人口があり、そのデータをもとに審査員を選ぶシミュレーションプログラムを作ったのです。

【審査員を選ぶシミュレーションプログラムのアルゴリズム】

① まず、全選挙人に 1 から連続番号を付けます。20 歳の人口は 86,803 人、21 歳は 94,022 人なので、20 歳の人は 1 から 86,803 番までの番号をもち、21 歳の人は 86,804 から 180,825 番の番号を持つことになります（以下、各年齢について 110 歳以上まで同様に採番します）。

② 次に、選挙人の総数 7,496,173 を上限に 1 から 7,496,173 までの間で乱数を発生させ、出た乱数に対応する選挙人の年齢を逆引きします。出た乱数が 1 から 86,803 までなら 20 歳、86,804 から 180,825 までなら 21 歳となります（以下、110 歳以上まで同様）。

③ 検察審査会法では 70 歳以上については候補者の希望により審査員を辞退することが出来るため、ここで逆引きした年齢が 80 歳以上となった場合は全てを辞退者とします。また、70 歳から 79 歳までについては半数を辞退者とします。このため 70 歳から 79 歳までの乱数となった場合は乱数が奇数のとき、その番号をもつ選挙人を辞退者としました。

④ それを同じ乱数が発生しないように制御して、11 回、年齢が出るよう繰り返すと審査員 11 人が選ばれたことになり、その 11 人の平均年齢を計算することができます。

これを 1,000 万回繰り返すことで、小沢氏を審査した一回目の審査員 11 人が 34.55 歳に、二回の審査員 10 人が 30.90 歳の年齢構成になる確率を調べると、1 億回に数回程度の確率でしかないことが分かりました。この確率を感覚的に表現すれば、090 に続けて適当な数字を押したとき、それが偶然、審査申立人の携帯電話に架かったというような確率となります。

ただ、その確率の低さだけでは「審査員の不正選定」を告発することはありませんでした。告発したのは「審査員選定くじソフト」のシステム仕様と審査会事務局の選定手順を調べ、判事、検事の両名が選定の立会をしたとしても、そのような若年層を選定するよう「審査員選定くじソフト」を操作することが可能であると分かったからです。「審査員選定くじソフト」は東京第一検審にしかなく、そこで第一検審関係者を電子計算機損壊等業務妨害で告発していたのです。

この不正は平成 21 年 9 月 25 日の小沢氏の一回目の審査員となる 21 年第 4 群の審査員の選定から行われたことになります。驚くことに市民団体「世論を正す会」が最初に小沢氏の秘書 3 人を告発したのが 11 月 4 日ですから、それより早い時期に既に選定されていたという話になります。

「陸山会事件」の告発と審査申立てについて

ここで検察への告発と検察審査会への審査申立ての関係について、少し説明をしておきましょう。告発は刑事訴訟法の第二百三十九条「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる」により、誰でも告発をすることができます。これに対し、審査申立ては検察審査会法の第二条で「告訴若しくは告発をした者、請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被つた者」に限られています。逆に言えば、告発を行っていれば、検察が不起訴処分としたときに審査申立てができるということになります。

「陸山会事件」を最初に告発したのは市民団体「世論を正す会」でしたが、このとき告発されたのは小沢氏の秘書 3 人だけで、被告発人の中に小沢氏は入っていません。ですから、この時点では小沢氏が審査申立てされ「強制起訴」されることはなかったのです。ところが、後から別の市民団体が小沢氏本人を告発することになります。

「世論を正す会」の告発により、22 年 1 月 15 日、石川議員らが逮捕され、この関係で検察は小沢氏に事情聴取を要請し、小沢氏はこれを受入れます。そうした中、1 月 21 日、今度は「真実を求める会」が小沢氏本人を告発したのです。検察は要請していた 1 月 23 日の事情聴取で小沢氏を被告発人として聴取することになります。この小沢氏本人の告発により、小沢氏は第五検審で「強制起訴」されることになったのです。この小沢氏の事情聴取までの流れが、あまりにもスムーズであったため「真実を求める会」と検察の連携プレーだと言われていました。

今回の審査申立ての意義

今回の「『なりすまし審査員』の配置」を審査するということは、一体どういう意味をもつのでしょうか。「『なりすまし審査員』の配置」の審査は元の審査員と入れ替わった審査員が同一人かどうかを調べるだけで、同一人物であれば「不起訴相当」、別人なら「起訴相当」となります。調査自体は簡単で、審査員各人の判断が入る余地もありません。関係書類は審査会で独自に一次資料を調査した結果ですから、審査会で「起訴相当」議決をすれば、その時点で第五検審関係者による不正があったことが実質的に確定します。「議決書」を検察に送って、それを検察が不起訴とすることは不可能です。このため、審査会がどんな議決を出すのか非常に注目されることになります。

審査会で、「起訴相当」が議決された場合ですが、そのときは、第五検審事務局が審査会を誘導し、小沢氏を「強制起訴」したという単なる司法官僚による不正の話では済まなくなります。「審査申立書」にも書いていますが、「なりすまし審査員」が配置された時期を考慮すると、世間を騒がせた「陸山会事件」そのものが全くの虚構であったということになります。つまり、「陸山会事件」があり、それを審査した第五検審で不正があったという話ではなく、小沢氏を不当に「強制起訴」するために「陸山会事件」という虚構の事件がつくられたということです。国家権力によるこのクーデターは虚構の事件の裏に巧妙に隠され、本来、総理大臣となるべき小沢氏が不毛な裁判を続けている間に民主党政権が自滅して、今の安倍政権があるのです。従って「『なりすまし審査員』の配置」の審査で、ひとたび「起訴相当」と議決されたら、世の中に大きな衝撃を持って広がっていくことになると思います。